



平成18年 5月19日

各 位

会 社 名 藤 森 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 森 明 彦
(コード番号7917 東証第1部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 担 当 飯 島 崇 夫
TEL.03-3661-4211

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月27日開催予定の当社第76回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業目的の一部変更・追加
当社の業容の拡大と将来の事業展開に備えるため、現行定款第2条の(目的)を変更するものであります。
- (2) 取締役の員数の変更
経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制の構築を図るため、現行定款第17条(取締役の員数)を変更するものであります。
- (3) 会社法の施行に伴う変更等の表示
「会社法」(平成17年法律第86号)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。
単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定を変更案第11条(単元未満株式についての権利)に新設するものであります。
有能な社外監査役を招聘することができるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするため変更案第41条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。
その他、会社法が施行されることに伴い、文言、条文の加除に伴う条数の変更等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月27日
定款変更の効力発生日 平成18年6月27日

(別紙)

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p data-bbox="301 304 687 338">第1章 総 則</p> <p data-bbox="185 398 480 432">第 1 条 (商 号)</p> <p data-bbox="331 450 799 577">当社は、藤森工業株式会社と称し、英文ではFUJIMORI KOGYO CO., LTD. と表示する。</p> <p data-bbox="185 638 464 672">第 2 条 (目的)</p> <p data-bbox="331 689 799 768">当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p data-bbox="331 786 799 1153">(1)包装材料、容器の製造並びに販売 (2)建築土木材料の製造並びに販売 (3)プラスチックを主材料とする製品及び加工品の製造並びに販売 (4)電気材料及び積層技術の応用製品の製造並びに販売 (5)各種機械製作修理並びに販売 (6)前各号に関連する一切の事業</p> <p data-bbox="185 1406 560 1440">第 3 条 (本店の所在地)</p> <p data-bbox="331 1458 799 1536">当社は、本店を東京都中央区におく。</p> <p data-bbox="196 1597 296 1630">(新設)</p>	<p data-bbox="855 304 1241 338">第1章 総 則</p> <p data-bbox="823 398 1198 477">第 1 条 (商号) (現行どおり)</p> <p data-bbox="823 638 1086 672">第 2 条 (目的)</p> <p data-bbox="970 689 1437 768">当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p data-bbox="970 786 1437 1346">(1)プラスチックを主材料とする製品及び加工品の製造並びに販売 (2)包装材料、容器の製造並びに販売 (3)<u>電気・電子・光学材料の製造並びに販売</u> (4)<u>医薬品、医薬部外品、健康食品、化粧品、医療機器、医療用製品、衛生用製品、試薬及びこれらの原材料の製造並びに販売</u> (5)建築土木材料の製造並びに販売 (6)各種機械製作修理並びに販売 (7)<u>前各号に関連する一切の事業</u></p> <p data-bbox="823 1406 1198 1485">第 3 条 (本店の所在地) (現行どおり)</p> <p data-bbox="823 1597 1086 1630"><u>第 4 条 (機関)</u></p> <p data-bbox="970 1648 1437 1727"><u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p data-bbox="970 1744 1166 1917"><u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p>

第 4 条 (公告の方法)

当会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行する株式の総数)

当会社の発行する株式の総数は、4,500 万株とする。

第 6 条 (自己株式の取得)

当会社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。

(新設)

第 7 条 (1 単元の株式の数)

当会社は、100 株をもって株式の 1 単元とする。

第 8 条 (単元未満株の不発行)

当会社は、1 単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

(新設)

第 5 条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、4,500 万株とする。

第 7 条 (自己株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 8 条 (株券の発行)

当会社の株式については、株券を発行する。

第 9 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は 100 株とする。

第 10 条 (単元未満株券の不発行)

当会社は、単元未満株式に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

第 11 条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

(1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げ

<p>第 9 条 (株式取扱規程)</p> <p>当社の発行する株券の種類並びに株式名義書換、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取りに関する事項、株券の再交付、その他の株式に関する諸手続き及びその手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 10 条 (名義書換代理人)</p> <p>当社は、株式につき名義書換代理人をおく。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない</p> <p>第 11 条 (基準日)</p> <p>当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の</p>	<p>る権利</p> <p><u>(2) 剰余金の配当を受ける権利</u></p> <p><u>(3) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(4) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p>第 12 条 (株式取扱規程)</p> <p><u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 13 条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は、<u>株主名簿管理人</u>をおく。</p> <p><u>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ) <u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない</u></p> <p><u>(削除)</u></p>
---	---

決議により、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または質権者とする。

第3章 株主総会

第12条（招集）

定時株主総会は、毎決算期の翌日より、3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。

（新設）

第13条（招集者及び議長）

株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長を欠くとき、または取締役社長に事故あるときは、取締役会があらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。

第3章 株主総会

第14条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度終了の翌日より3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。

第15条（定時株主総会の基準日）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2.前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第16条（招集権者及び議長）

（現行どおり）

第 14 条 (決議方法)

株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを決める。

2. 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。

第 15 条 (議決権の代理行使)

当会社の株主は、議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。

この場合、代理権を証する書面を株主総会ごとに会社に提出しなければならない。

第 16 条 (議事録)

株主総会の議事は、その経過の要領及びその結果を議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行なう。

2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に備置き、その謄本を 5 年間支店に備置く。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 17 条 (取締役の員数)

当会社の取締役は、15 名以内とする。

第 18 条 (取締役の選任)

取締役は、株主総会において選任する。

第 17 条 (決議方法)

株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条 (議決権の代理行使)

当会社の株主は、議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 19 条 (議事録)

株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 20 条 (取締役の員数)

当会社の取締役は、10名以内とする。

第 21 条 (取締役の選任)

取締役は、株主総会の決議により選任する。

2. 前項の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 19 条 (取締役の任期)

取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了する。

2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。

第 20 条 (取締役会)

取締役は取締役会を組織する。

2. 取締役会は法令または定款に定める事項のほか、会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。

(新設)

第 21 条 (取締役会の招集)

取締役会を招集するには、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して招集の通知を発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役全員の同意あるときは、招集の手続きを省略することができる。

2. 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 22 条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。

(削除)

第 23 条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。

第 24 条 (取締役会の招集)

(現行どおり)

第 22 条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し出席取締役の過半数をもって行なう。

第 23 条 (取締役会の議事録)

取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、議長並びに出席取締役及び出席監査役が記名捺印または電子署名を行なう。

2. 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備置く。

第 24 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令及びこの定款に定めあるもののほかに、取締役会で定める取締役会規程による。

第 25 条 (代表取締役)

当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって決定する。

第 26 条 (役付取締役)

取締役会の決議により取締役の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第 27 条 (相談役または顧問)

取締役会の決議により相談役、顧問をおくことができる。

第 28 条 (取締役の報酬)

取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。

第 25 条 (取締役会の決議方法)

(現行どおり)

第 26 条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名捺印または電子署名を行なう。

2. 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備置く。

第 27 条 (取締役会規程)

(現行どおり)

第 28 条 (代表取締役)

当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により選定する。

第 29 条 (役付取締役)

取締役会の決議により取締役の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第 30 条 (相談役または顧問)

(現行どおり)

第 31 条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第5章 監査役及び監査役会

第 29 条 (監査役の員数)

当会社の監査役は、4名以内とする。

第 30 条 (監査役の選任)

監査役は、株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。

第 31 条 (監査役の任期)

監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了とする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の残任期間と同一とする。

第 32 条 (常勤監査役)

監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。

第 33 条 (監査役会)

監査役は、監査役会を組織する。

2. 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 34 条 (監査役会の招集)

監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役に対して招集の通知を発する。ただし、緊急の必要あ

第5章 監査役及び監査役会

第 32 条 (監査役の員数)

(現行どおり)

第 33 条 (監査役の選任)

監査役は、株主総会の決議により選任する。

2. 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

第 34 条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。

第 35 条 (常勤監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 36 条 (監査役会)

(1項削除)

監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 37 条 (監査役会の招集)

(現行どおり)

<p>るときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意あるときは、招集の手続きを省略することができる。</p> <p>第 35 条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</p> <p>第 36 条 (監査役会の議事録) 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名捺印または電子署名を行なう。</p> <p>第 37 条 (監査役の報酬) 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 38 条 (監査役会の決議方法) (現行どおり)</p> <p>第 39 条 (監査役会の議事録) <u>監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行なう。</u></p> <p>第 40 条 (監査役の報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 41 条 (社外監査役との責任限定契約) <u>当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任については、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 5,000,000 円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第 42 条 (会計監査人の選任)</p>
---	---

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>第 43 条 (会計監査人の任期) <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>第 44 条 (会計監査人の報酬等) <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>第 38 条 (営業年度) 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、その末日をもって決算期とする。</p> <p>第 39 条 (配当金等) 当社の利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。 2. 取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し商法第 293 / 5 の規定による金銭 (以下中間配当金という) の分配をすることができる。</p> <p>第 40 条 (配当金等の除斥期間) 利益配当金及び中間配当金は、支払</p>	<p>第 7 章 計 算</p> <p>第 45 条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>第 46 条 (剰余金の配当の基準日) 当社は株主総会の決議により、<u>毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という) を支払う。</u> 2. <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という) をすることができる。</u></p> <p>第 47 条 (配当金等の除斥期間) 期末配当金及び中間配当金は、支払</p>

い開始の日から満 3 年を経過しても
受領されないときは、当会社はその支
払いの義務を免れるものとする。
2. 未払いの利益配当金及び中間配当金
に対しては利息をつけない。

以上

い開始の日から満 3 年を経過しても
受領されないときは、当会社はその支
払いの義務を免れるものとする。
2. 未払いの期末配当金及び中間配当金
に対しては利息をつけない。

以上